

第 38 回農業資材審議会農薬分科会 議事要旨

1 開催日時及び場所

日時： 令和 5 年 9 月 28 日（木） 13:30 ～ 15:05

場所： 農林水産省消費・安全局第 1 会議室（対面・WEB 会議形式による併催）

2 出席委員（敬称略）

有江力、五箇公一、郷野智砂子、小西良子、櫻井裕之、夏目雅裕、平沢裕子、
本田卓、水口智江可、美谷島克宏、與語靖洋、天野昭子、上島通浩、栗原秀樹、
小浦道子、増村健一、山本幸洋

3 会議の概要

（1）農薬取締法第 39 条第 1 項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

農林水産大臣より諮問を受けた、イソシクロセラム及び酸化マグネシウムを有効成分として含む農薬の新規登録並びにフェリムゾン、プロスルホカルブ及びペントキサゾンを含む農薬の再評価に関し、「農薬の登録に係る意見の聴取について」（資料 3－1）、「農薬の再評価に係る意見の聴取について」（資料 3－2）及び「農薬の登録等に係る農林水産大臣からの諮問について（報告）」（資料 3－3）に基づき事務局より説明し、関係する部会で審議することについて了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）フェリムゾン及びペントキサゾンの諮問の経緯について、試験成績等の受理日が期間として記載されているのは何故か。

（回答）再評価剤の試験成績等の提出は製剤ごとに実施するため、複数日に分けて提出されている。最初の提出日と最後の提出日を記載したもの。

（質問）プロスルホカルブについて、欧州に登録があり米国に登録がない理由はわかるか。

（回答）米国の登録農薬の一覧に有効成分が掲載されていなかった。詳細は不明。

（質問）新規有効成分 2 剤について生産者だけでなく消費者が使用する可能性はあるか。親子で家庭菜園にて利用する可能性もあるため子供向けの注意点など検討いただきたい。

（回答）新規有効成分のため、販売先などは未定のため家庭向けがあるか不明だが、基本的に生産者向けの販売と考えられる。一般家庭で使う可能性あれば、注意喚起を行う。

（質問）使用者暴露については、使用者は成人であることを念頭に暴露評価している。小児の使用を想定しているか。

（回答）小児の使用は想定していないが、公園等、小児も立ち入る場所で使用することが想定される場合は、小児の立ち入りを制限する注意事項を付している。

（質問）イソシクロセラムの使用方法「灌注」と酸化マグネシウムの「植穴土壤混

和」はどのような使用方法か。

(回答) イソシクロセラムは育苗箱への灌注、株元への灌注。植穴土壌混和は植穴あたり投下量を設定し、苗を植える前に植穴に製剤を投下し、苗を植え付けるもの。類似する使用方法で、播き溝混和や、畝全体に土壌混和する方法がある。

(質問) 農薬の使用方法について、申請者が自由に定めてよいのか。

(回答) 使用方法はある程度は体系化されている。ただ、全く新しい使用方法を申請できないわけではないため、審査のうえ決定する。

(質問) 剤型の記載がないが理由は。

(回答) 特に再評価剤など、複数剤があり剤型が異なる場合があるため、記載を省略している。

(2) 農薬取締法第3条第1項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けた、酸化亜鉛を有効成分として含む農薬の新規登録に関し、「農薬の新規登録に係る意見の聴取について」(資料4)に基づき審議を行った結果、案の通り了承された。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 使用者暴露について、グルコン酸亜鉛を用いた毒性情報を基に評価しているが、グルコン酸亜鉛の毒性と酸化亜鉛の毒性は同等と判断した理由は何か。評価書中に記載は必要か。

(回答) グルコン酸亜鉛及び酸化亜鉛はいずれも経口摂取後、胃酸でイオン化して亜鉛として体内で挙動すると考えられる。より吸収率の高いグルコン酸亜鉛の毒性情報を基に亜鉛の毒性を評価している。

(質問) 酸化亜鉛とグルコン酸亜鉛は毒性は同等の物質として扱うと書かれているわけではないが、これは良いのか。

(回答) 資料4-2の9ページに、グルコン酸亜鉛について言及した記載がある。

(意見) グルコン酸亜鉛が他の亜鉛化合物よりも吸収率が高いことを考慮していることがわかった。

(質問) AAOELに関する記載の中で、農薬製剤及び散布液の粒子径は金属ヒュームよりも大きいため、ヒューム熱が生じる可能性は低いと判断しているが、ヒューム熱とは何か。

(回答) ヒューム熱とは溶接作業者が主に帰宅後に発症するインフルエンザ様の発熱などの症状である。これは作業時に金属微粒子が体内に吸入されることで起きる。ヒューム熱の原因になるか否かは、物質の粒子が呼吸器のどこまで侵入するかによって決まる。本製剤の酸化亜鉛の粒子径は末梢気道まで侵入しうるほどの大きさでないため、ヒューム熱の原因とはならないと判断した。

(質問) 酸化亜鉛は、酸化マグネシウムのように、農薬以外の用途で 사용되는ことはあるのか。

(回答) 最も有名な用途は日焼け止めの成分である。

(質問) 原体の規格について、今回の酸化亜鉛は990 g/kg以上含まれているとい

うことだが、不純物の実測値は実際に記載されているのか。

(回答) 不純物についても定量はされているが、具体的な値は公表していない。

(質問) 資料4-4の表1-1について、平成29年の長野県での試験では、薬害にせん孔と書かれているが、本剤は対象病害がせん孔細菌病である。せん孔が薬効がなかったことによる病害によるものか、薬害によるものかはどのように判定するのか。

(回答) 薬斑痕が黄化・褐変した後にせん孔するという過程が認められたものを薬害としている。病害によるものはその過程を経ずにせん孔する。

(3) 農薬使用者安全評価の暴露評価に係る補足事項について(報告)

農薬使用者部会の委員より、「農薬使用者安全評価の暴露評価に係る補足事項について(報告)」(資料5)に基づき農薬使用者安全評価の暴露評価についての説明し、了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 農薬用マスクは防じんマスクとは別に扱うということか。

(回答) 農薬用マスクは、いわゆる防じんマスクの中で、用途別に「農薬用」として販売しているもので、機能は変わらない。

(質問) 経皮吸収率のデフォルトを希釈液のものとするとしているが、これはどういうことか。

(回答) 希釈して使用する農薬について、調製時の暴露は原液、使用時の暴露は希釈液の経皮吸収率を用いて評価する。一方、エアゾル剤、トリガースプレー剤及びシャワー剤は、最初から希釈液と同等の濃度となっており、調製が不要である。そのため、希釈液の経皮吸収率を採用した。

(意見) これらは予め希釈された製剤であり等と書くことで「原液」という表現をしないほうが誤解を招くことがない。

(回答) 別添の資料では数値を明確に記載しており、誤認は少ないと考えるが、分科会資料はご指摘とおり分かりづらい部分があるため、「そのまま散布できる」と修文する。

(質問) インナー付着量の取り扱いについて、「原則、全身測定法で・・・」とあるが、インナーの全身測定法を採用するということか。

(回答) 然り。原則、全身測定法でアウターとインナーを測定した試験成績で、部会で適当と認められれば、インナー付着量で暴露評価可能との意味。

(質問) アウターを測定するのは全体の暴露量をとらえ、透過率をかけるためだと理解している。インナー付着量で直接評価できるのであればインナーのみの測定でも良いのではないか。

(回答) 例えばインナーから全く検出されなかった場合、アウターを測定することで、試験の妥当性を判断することができる。また、作業着をアウターにして試験する場合は、最終的に不浸透性防除衣の透過率をかけることもあるため、アウターの値は必要と考える。

(質問) パッチ法というやり方もあるが、アウターはパッチ法、インナーは全身測定法という組み合わせも可能か。

(回答) 基本的に全身測定法であれば、アウターとして着用した作業衣等及びイン

ナーとして着用した下着等を試料として、そこに付着した農薬をすべての部位において測定しているものと承知している。
(意見) アウターを全身測定法で行う場合、部位別に分析する等、手間がかかる。簡便な方法でできるほうが望ましい。

(4) その他

第 37 回農業資材審議会農薬分科会で審議された「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン」の改正について、10 月 1 日付で改正・公開されたことが事務局より報告された。また、報告書に記載されていない公表文献のうち、評価に必要と考えられる文献について、広く一般に募集する案が示され、了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 文献の募集については、再評価の剤のみか。

(回答) 新規登録の剤も含まれる。

(質問) 文献の追加募集の仕組みについて、農薬分科会で検討するということか。

(回答) 追加募集は広く一般に募集する。リスク評価機関から提示された様式に記入する形で報告してもらおう。農薬分科会では報告のみ。

(質問) パブリックコメントのような方法で募集するのか。論文のタイトルのみ情報提供された場合、文献本体を収集・報告するのは農林水産省か申請者か。

(回答) 募集方法は然り。文献本体を収集する労力の負担については、今後検討。収集に責任を負うのは農林水産省である。

(意見) 収集のやり方は決めておくべき。

(質問) 再評価は 15 年周期で実施するため、文献の収集期間は過去 15 年を目途としている。15 年より前の文献や最近の文献を収集することになるのか。

(回答) 15 年より前の評価に必要な文献については海外の評価書に引用されている文献を収集することで網羅できると考えている。再評価の提出期限があるため、報告書に載せることができなかった最近の文献を収集することが主な目的。

(質問) 様式とはどのようなものか。

(回答) 論文のタイトルだけではなく、内容を理解した人が報告できるような様式を検討している。

(以上)